1．［2］⑵⑮ロのうち、「割引率は30パーセント」を「割引率は50パーセント」に改め、「ただし、平成26年３月31日までの平日の前日についての割引率は50パーセントとする（平成21年４月29日から平成26年３月31日までの間については休日の前日についても割引率を50パーセントとする。）。」を削る。

1．［2］⑵㉕のイのうち、「休日に高速道路を通行する自動車」を「休日に高速道路（関西国際空港連絡橋を除く。）を通行する自動車」に、ハのうち、「平成26年３月31日まで」を「平成23年６月19日まで」に改め、「ただし、関西国際空港連絡橋については西日本高速道路株式会社が別に定める日から本割引を適用する。」を削る。

1．［2］⑵㉙のうち、「企画割引「関西国際空港連絡橋移管特別割引」」及び「企画割引「第二京阪道路特定区間利用割引」」を削る。

1．［2］⑶「近畿自動車道敦賀線等における高速道路無料化社会実験に関する割引」のハのうち、「西日本高速道路株式会社が別に定める日まで」を「平成23年６月19日まで」に改め、ホのうち、「地方部上限割引、」及び「エコカー割引、」を削る。

2．［2］⑵のうち、⑪を削り、⑫を⑪に、⑬を⑫に、⑭を⑬に、⑮を⑭に、⑯を⑮に、⑰を⑯に改める。

2．［2］⑵⑫ハのうち、「西日本高速道路株式会社が別に定める日まで」を「平成23年６月19日まで」に改める。

2．［2］⑵⑮イのうち、「①から⑫」を「①及び②並びに④から⑫」に改める。

2．［2］⑶の「広島呉道路における高速道路無料化社会実験に関する割引」ハ及び「八木山バイパスにおける高速道路無料化社会実験に関する割引」ハのうち、「西日本高速道路株式会社が別に定める日まで」を「平成23年６月19日まで」に改める。

別添３の「近畿自動車道敦賀線」の表中、

「

	小　浜
小 浜 西	11.5

」を「

	小　浜
小 浜 西	11.3

」に改める。

別添８のうち、「地方部上限割引」及び「エコカー割引」を削る。

本州四国連絡高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

本州四国連絡高速道路株式会社公告平成 23 年第４号

本州四国連絡高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告した「料金の額及び徴収期間」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成 23 年６月 17 日　　本州四国連絡高速道路株式会社　代表取締役社長　伊藤　周雄

記

2⑶ヲ㈡を次のとおり改める。

㈡　割引率等

料金の割引率は、50パーセントとする。

ただし、平成21年３月20日から平成23年６月19日までの間については、１回の通行に係る割引適用後の通行料金の上限は1,000円とする。

2⑶ヨ㈠を次のとおり改める。

㈠　実施期間

平成21年７月４日から平成23年６月19日までとする。

2⑶中タからソを削除する。

2⑶ツを次のとおり改め、同タとする。

タ　割引相互間の適用関係

㈠　障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引又はＥＴＣ前納割引を適用する。

㈡　平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引、路線バス割引、休日バス割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は西瀬戸自動車道連続利用割引
2	路線バス割引又は休日バス割引
3	大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引

㈢　一の通行が、平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引又は平日通勤割引のうち２以上の割引適用条件に該当する自動車の場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

㈣　平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、平日昼間割引又は平日通勤割引の適用後の額に、路線バス割引又は休日バス割引が適用される場合に、割引適用後の額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ１円単位とする。

2⑶ネを同レに改める。

3⑵中「ただし、軽自動車等及び普通車においては、１回の通行に係る料金調整後の料金の額が２の⑶のタに定める割引適用後の額を超える場合には、２の⑶のタに定める割引適用後の額と同額となるよう再流入後の区間の料金の額を調整する。」を削除する。

3⑶ニを次のとおり改める。

ニ　割引相互間の適用関係

特別措置期間における割引相互間の適用関係に係る２の⑶のタの適用については、

「㈠　障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引又はＥＴＣ前納割引を適用する。

㈡　平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引、路線バス割引、休日バス割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は西瀬戸自動車道連続利用割引
2	路線バス割引又は休日バス割引
3	大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引